

六月十一日晚 慶 安判
越前屋孫兵へ様

按ずるに、右は寛永十三年の書簡也。利常卿、十二年正月江戸参観、十三年六月歸國也。三州志に、十三年春東観と載せたるは誤也。

越前や孫兵衛屋敷事、最前得御意候處に、おくへ長き屋敷にて御座候。從英賢様御書も御座候通、相立御耳申候。左候は、町口迄ひろく、ふしめ迄仕候て渡候様にと御意に候。其晚に各様へ申上候かと存候。其段は心得候へと被思召候。其上各様より可被得御意候。先私よりは右之通に御座候。恐惶謹言。

七月十九日 松壽軒 慶 安判

小塚 藤右衛門様
奥村 源左衛門様
堀 三郎兵衛様
長瀬五郎右衛門様 人々御中

其方屋敷、南の方道通、神治部殿屋敷なみに出し可被申候。通町のかどは、さいぜんのくひのごとく可然候。西の

方へおくびなりにひろがり可申候間、其御心え候べく候。猶面の上可申候。恐々謹言。

九月十九日 長 判

尙々、右通何も相談いたし、相極申候。以上。
奥 源左衛門

越前や孫兵衛様 人々中
右書翰の張紙に、
爲替地新屋敷拜領仕候節、御奉行奥村源左衛門殿、寛永十三年子七月朔日拜領、同九月地割有。

右の如く記載ある也。
○片岡拜領松

此の松は、寛永十三年堤町の邸地拜領し、此の地に家作して、露地など作らせけるよし、利常卿聞召され、城内御露地なる松の木をば、十四年三月拜領仰付けられたり。其の節殊に御自盡を添へさせられて賜はりけり。御自盡上包書添に。

中納言様より、御露路之松拜領被爲仰付候節、御自盡被爲遊、則松共被爲下之候事。

寛永十四年三月 越前屋孫兵衛

右御自盡は、懸軸となし、家寶の第一とし、世々利長卿の親簡と共に珍藏す。且彼の家傳に云ふ。利常卿尾坂下邸宅へ光臨し給ひ、殊に御懇の餘り、かやう成る大木をば賜はり、城中より夥多の人歩にて爲持下されたりとぞ。其の高さ四間半なれば、目廻り餘程有る大木なる事知られけり。實に、利常卿の命令ならでは叶ひ難き事也といひ傳へたり。按ずるに、同年閏三月家柄町人共へ木榑を拜領仰付られたり。請書に。

從御城様もつくく拜領仕候に付、登人に貳拾本宛隨に請取、忝頂戴仕候。以上。

寛永十四年閏三月六日 紙屋徳庵以下
家柄町人廿七人連名

平野 屋半 助殿
越前屋孫兵衛殿

右木榑は、石川郡泉野村の木榑畑に培養せしめられし木なりけん。改作所舊記に載せたる元祿十三年十月里長の旨上書に、石川郡泉野村領内に、先年もつくく畑と申し、もつ

こく、櫻、椿等植有之處、三十年以前に右植木共御城中へ被御取寄、其の外御家中へも被下。とあり。按ずるに、十二年の火災後なるゆゑ、城中へも被爲植、藩土および家柄町人共へも賜はりたるもの也。

○三箇屋の辻

一つ水溜の辻を呼べり。昔、此の辻の角家は、三箇家とて、舊家の書林數代居住す。故に三箇屋の辻と呼べりと。

○古戰場跡

加府事迹實錄に云ふ。昔、佐久間文蕃之時代は、西町口大手なり。其の昔一揆當城を襲ひ防戦す。今堤町の書肆三箇屋邊古戰場なり。因つて今山科屋の屋敷に折々陰火起ると云ふ。三箇屋は、近年斷絶す。本通四辻の角家なり。不開門の方に向ひ、左の角也。山科屋の屋敷追つて可尋。とあり。今按ずるに、佐久間文蕃時代の古戰場ならば、天正八年閏三月九日尾山落城の時の戰場跡ならん。此の時の事にや、石浦社藏慶長十一年八月氏子連判訴狀に、かのえたつの年三月九日に國中一亂の時、敵御堂を燒拂ふゆゑ、本地長谷觀音を山中へ取のけたるよし記載す。かのえたつの年